

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 非居住者に係る金融口座情報の報告制度について、報告金融機関等の範囲に海外投資家等特例業務届出者及び移行期間特例業務届出者等を加えることとする。(第6条の7関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)